

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6 回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

代理人意見陳述要旨

2022(令和4)年10月13日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟復代理人

弁護士 油原麻帆

原告ら代理人は、次のとおり意見を陳述いたします。

法律上同性の者との婚姻を認めない本件規定は、法律上異性のカップルには婚姻を認め、法律上同性のカップルには婚姻を認めていません。その結果、原告らは互いに思い合い、どんなに真摯に婚姻を求めているも、ただ法律上の性別が同じであるという理由だけで婚姻制度から排除されています。この訴訟では、このような法律上異性のカップルと法律上同性のカップルの間の別異取扱いが憲法14条1項に違反すると主張してきました。

これに対して、被告は、原告らの主張は憲法24条1項の「婚姻の自由」が法律上同性のカップルの人的結合関係にも保障されている前提でなされている、憲法24条1項の「婚姻の自由」は法律上同性のカップルには保障されていないのだから原告らの主張は前提を欠いている、つまるところ、この訴訟の本質的な問題は、現行の法制度に加えていわゆる同性婚を認める法制度を創設しないことの憲法適合性であるなどと主張しています。

しかし、被告の主張は次のような点で全く間違っています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6 回期日(20221013)提出の書面です。

まず、本件規定が憲法 1 4 条 1 項適合性を判断するにあたり、憲法 2 4 条 1 項の婚姻の自由の保障が法律上同性カップルに及ぶことは、憲法 1 4 条 1 項違反であること的前提ではありません。憲法 2 4 条 1 項と憲法 1 4 条 1 項はそれぞれの観点から独立して審理判断されるべき問題です。

また、被告の主張は、法律上異性のカップルの関係を婚姻制度により保護することと法律上同性のカップルの関係を婚姻制度により保護することを「次元を異にする」問題と位置づけて、法律上同性のカップルが婚姻できないことによって生じている縷々の不利益を、現行の婚姻制度を利用できるようにする方向ではなく、婚姻制度とは別の新たな制度を作ることによって解決させようと誘導する議論であるということです。原告らが現行の婚姻制度を法律上同性のカップルも利用できるように求める大きな理由の一つが、法律上同性のカップルが法律上異性のカップルとは異なる劣った存在であるというスティグマの解消であるということはこれまでも述べてきました。だからこそ、私たちは法律上異性のカップルと同様に法律上同性のカップルも現行の婚姻制度を利用できるようにするよう求め続けています。

被告は、そのことを認識しながら、敢えて、現行の婚姻制度とは異なる別制度を作るか否かという方向の議論にもっていこうとしているのです。法律上同性のカップルは法律上異性のカップルとは異質で劣った存在なのであるから、それに見合った制度で我慢しろとでもいうかのような被告の差別意識や偏見が現れたこのような主張を許すことは決してできません。

このような被告の差別的な意識は主張の端々に現れています。例えば、被告は「憲法上保障された婚姻に係る権利利益と憲法上保障されず法制度によっても認められない同性婚に係る権利利益とに差異があるのは当然」、「婚姻によって生じる法的効果を享受する利益を異性愛者であっても同性愛者等であっても等しく享有し得る重要な利益であると解することはできない」等と述べています。これは、法律上異性のカップルと同じように親密な関係を築き、共同生活を営んでいる法律上同性のカップルは、法律上異性のカップルよりも劣後する存在であると言っているも同然の主張です。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6 回期日(20221013)提出の書面です。

このような差別的主張は絶対に許すことはできません。

なお、令和4年6月30日の大阪地裁判決では、「法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいる」という事実を認定しています。同判決におけるこの事実の位置付けの適否はさておき、たしかに登録パートナーシップ制度創設の動きや国民の理解は広がりつつあるのかもしれませんが、しかし、どんなに地方公共団体レベルで登録パートナーシップ制度の導入が進み、国民の理解が深まっても、立法府が差別意識を持ち続けている以上、本件規定について立法により解決することは困難と言わざるを得ません。

9月25日、キューバでは同性婚を含む家族法改正の賛否を問う国民投票が行われ、いわゆる同性婚が実現することになりました。被告の主張を見る限り、今の日本でキューバのような形で法律上同性のカップルに婚姻が認められることは到底考えられません。しかし、この訴訟の原告らをはじめ、今まさに婚姻制度を利用できずに不利益を生じている人、苦しんでいる人がいます。どうか裁判所におかれては、「議論の過程にある」「立法による解決を待つ」などと目の前にいる原告らや当事者を突き放すのではなく、その良心に従ってこの問題に向き合っていただきたいと強く訴え、私からの意見陳述を終わります。

以上